

三次市行財政改革大綱(案)

(平成23年度～平成26年度)

～ みんなで支えあう「絆」で築く市政 ～



平成23年 月

三 次 市

はじめに

本市は、平成17年8月、未来の三次市民に夢の持てる地域を引き継ぐため、今の私たちの責任を果たし、限られた資源を本当に必要なことに有効に使い、創意と工夫で市民が誇れるまちをめざして、平成22年度を終期とする三次市行財政改革大綱を策定しました。

「透明」「参加」「選択」の三つの基本理念に基づき、具体的な取組、数値目標を示した推進計画を策定し、徹底した行財政改革に取り組んできました。

定員管理計画に基づく職員の削減、指定管理者制度の導入による公共施設の徹底活用、事務事業の見直し・合理化による行政運営の効率化等により、6年間で約31億円の累積歳出削減効果を上げ、財政基盤の強化を図り、一定の成果を得ることができました。また、これらの財源は、第3子目以降の保育料無料化等の子育て支援策、学力向上の取組、グループホームの建設、斎場建設や三次駅周辺整備事業、生活基盤整備の推進等の重点施策への投資により、その有効活用を図ることができました。

一方、本市を取り巻く環境は、人口減少・少子高齢社会の到来、経済・雇用状況の悪化、市民ニーズの多様化・高度化等大きく変化し、厳しさを増しています。とりわけ、平成27年度から合併による普通交付税の優遇措置が段階的に縮小され、平成32年度には完全に廃止となり、財政状況は激変することが予想されます。

よって、従来と同様のシステムでは行政サービスを提供し続けることは困難となってきますが、次世代を担う子どもたちが夢と希望を抱き健やかに成長でき、高齢者が安心して暮し、人と人とが支え合い、地域の絆を再生していくまちづくりを推進していかなければなりません。

このため、平成23年度以降も徹底した行財政改革に取り組むこととし、ここに新たな行財政改革大綱を策定しました。

第1章 改革の背景と必要性	3
1 人口減少・少子高齢化の進行と対応.....	3
2 地域主権改革への対応.....	3
3 激変する財政状況への対応.....	3
第2章 基本方針	5
1 基本理念.....	5
2 目的.....	5
3 新たな視点.....	5
4 新たな行財政改革のイメージ.....	7
5 進め方.....	8
(1) 計画期間	
(2) 推進計画	
(3) 推進体制	
6 市民・市議会・市の行動指針.....	8
第3章 重点項目	9
重点項目体系図.....	10

第1章 改革の背景と必要性

1 人口減少・少子高齢化の進行

平成22年国勢調査によると、本市の総人口は56,613人で、平成17年の国勢調査に比べ、2,701人減少（減少率4.6%）しています。

将来人口の予測では、全国的にさらに人口の減少が進み、とりわけ中山間地域では、人口減少に加え、さらなる少子高齢化が進んでいきます。

また、少子高齢化に伴い生産年齢人口（15～64歳）も減少し続けることが予想されます。このことは、現役世代の負担増を意味し、現在の労働力人口の確保維持が困難であることを表しています。

一般的に人口が減少すると、持続可能な効率的行政サービスの提供を行うことが難しくなり、市民ニーズの多様化、高度化への対応にも影響がでることとなります。また、生産年齢人口（15歳～64歳）の減少による税収の減少、高齢人口の増加による医療費や社会保障費の増大が、今後、本市の財政状況に大きな影響を及ぼすことは必至です。

2 地域主権改革の進展

「地域のことは 地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会をつくること」を目指した地域主権改革を進められています。

平成22年6月に閣議決定した「地域主権戦略大綱」では、国と地方の適切な役割分担と、地方公共団体の自主性・自立性を高める方向が示されました。

今後も地方公共団体への義務付け、枠付けの見直しや権限移譲、地方税財源の充実確保の検討が行われるなど、地方公共団体を取り巻く環境は大きく変化しています。

自らの責任と判断で行うまちづくりには、多種多様で高度な住民ニーズに対応できる行政の組織体制づくりや人材育成が、また、市民、事業所、NPO、地域の協働による公共サービス提供のしくみづくりが求められます。

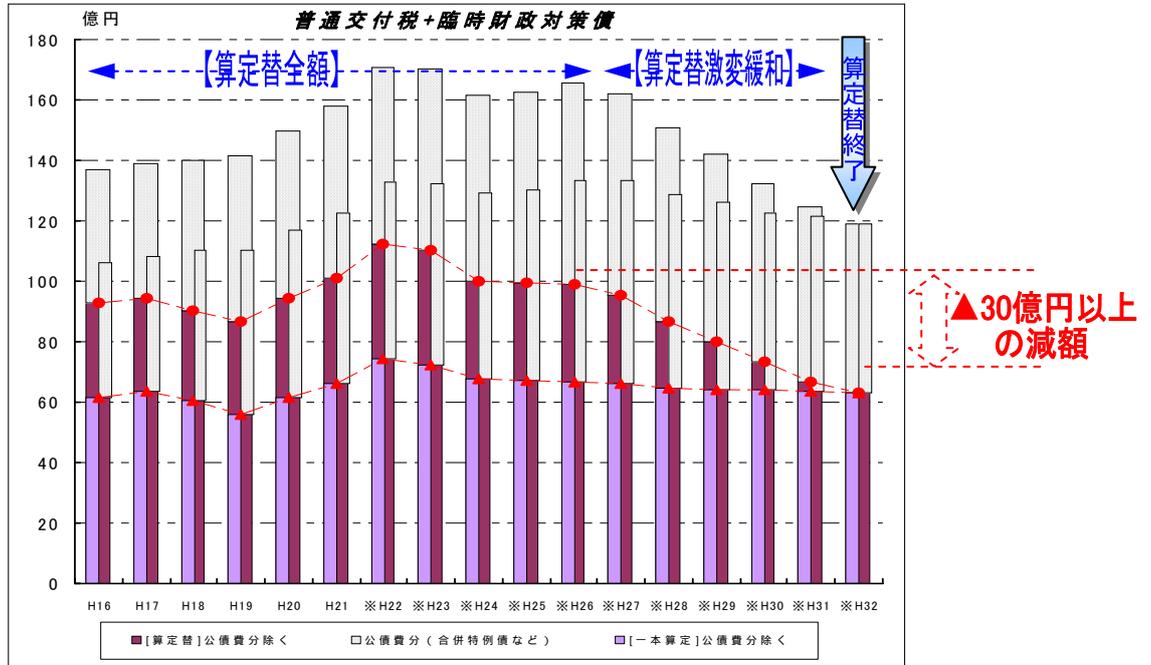
3 激変する財政状況

歳入における一般財源の5割以上を占めている普通交付税は、合併による算定の特例による優遇措置を受けています。この優遇措置は、平成27年度から激変緩和措置に移行し、平成32年度には終了することとなっており、その影響額は30億円以上になると想定しています。

このことを見越して職員数の削減や公債費の計画的な償還などコスト削減に取り組んできましたが、長引く景気回復の遅れによる税収の落ち込みや、医療・介護の給付費の大幅な増加等の要因により一般行政経費が増え続けており、今

想定している普通交付税の削減が現実となれば，これまでどおりの行政サービスの提供は困難で，大幅な減少や市民の負担増は避けて通れない状況にあります。

図 普通交付税の推移予測



改革の必要性

激変する財政状況に対応するため，真に必要なサービスを重点化し，健全な財政運営を堅持し続けることが必要です。

これまで実行してきた行財政改革をさらに強力に進めながら，市民，住民自治組織，NPOなどがそれぞれの立場で「公共」に参画していく必要性も踏まえ，行財政改革は単なるコストダウンだけではなく，未来への展望につながる取組みが必要です。

第2章 基本方針

1 基本理念

前行財政改革大綱で掲げていた基本理念、「透明」「参加」「選択」は、社会のあり方や行政のあるべき姿、役割、使命を表したものであり、本行財政改革大綱においても継承することとします。

その上で、厳しさを増す本市を取り巻く環境の変化を的確に捉え、柔軟に対応するとともに、未来への展望につながる行財政改革を推進します。

透明 公明正大な行政のための徹底した情報公開
参加 現場主義の市民と行政の協働、組織風土改革
選択 選択と集中のトータルバランス

2 目的

行財政改革の目的は、未来の三次市民に夢の持てる地域を引き継ぐため、今の私たちの責任を果たし、限られた資源を本当に必要なことに有効に使い、市民満足度を高め、創意と工夫で市民が誇れるまちをつくることです。

「三次に生まれてよかった。三次に住んでよかった。これからもずっと三次に住み続けたい。」そう思えるまちを実現させることです。

3 新たな視点

「新しい公共」の構築

「新しい公共」とは、従来の「行政によりもっぱら担われてきた公共」に対し、市民、NPOや企業等が積極的に公共的なサービスの提案及び提供主体となり、共助の精神によって地域の課題を解決していくものです。市を構成する皆で手を携え、公共を担っていこうという考え方です。

人を支えること、人の役に立つこと自体が、人々の喜びや生きがいとなり、こうした人々の「新しい公共」の力を社会全体で応援することによって、自立と共生を基本とする人間らしい社会を築き、地域の絆を再生していこうという考え方です。

<求められる姿>

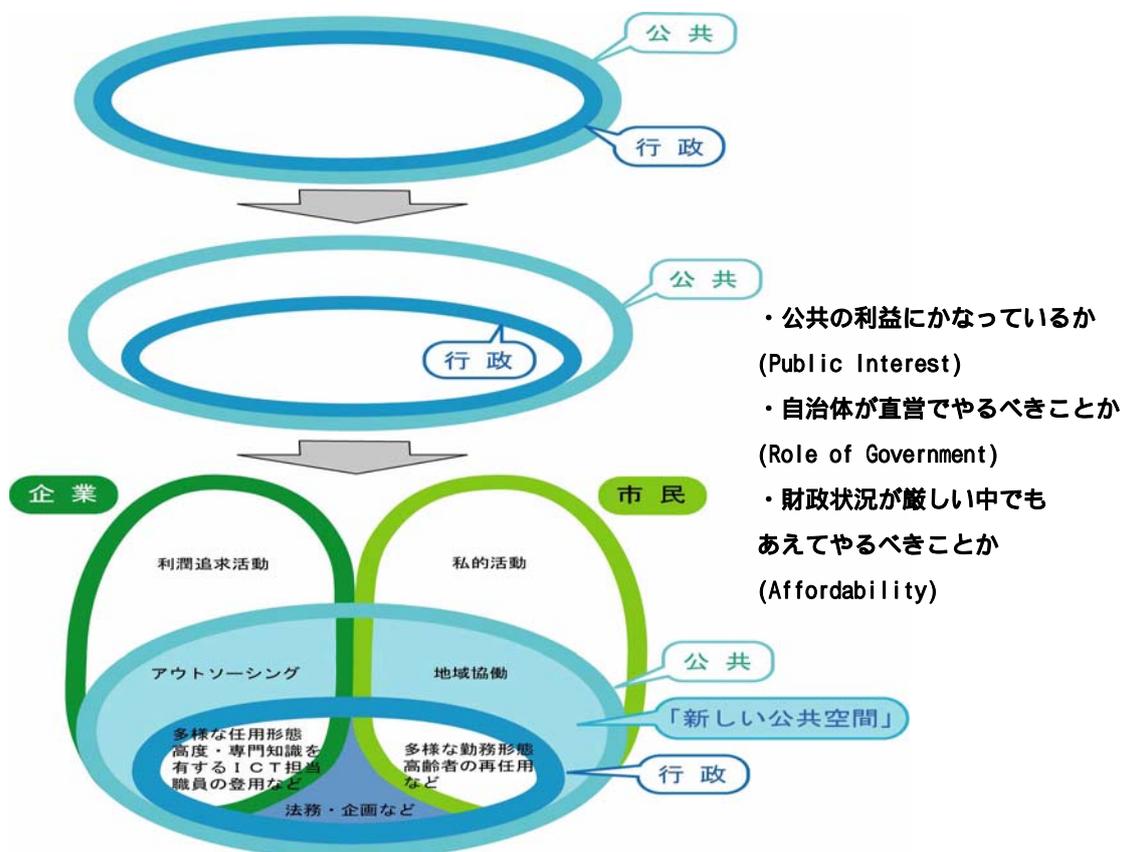
●行政

- ・ 持続可能な行政サービスを提供
- ・ 市民満足度の向上
- ・ 変化への対応力

●地域

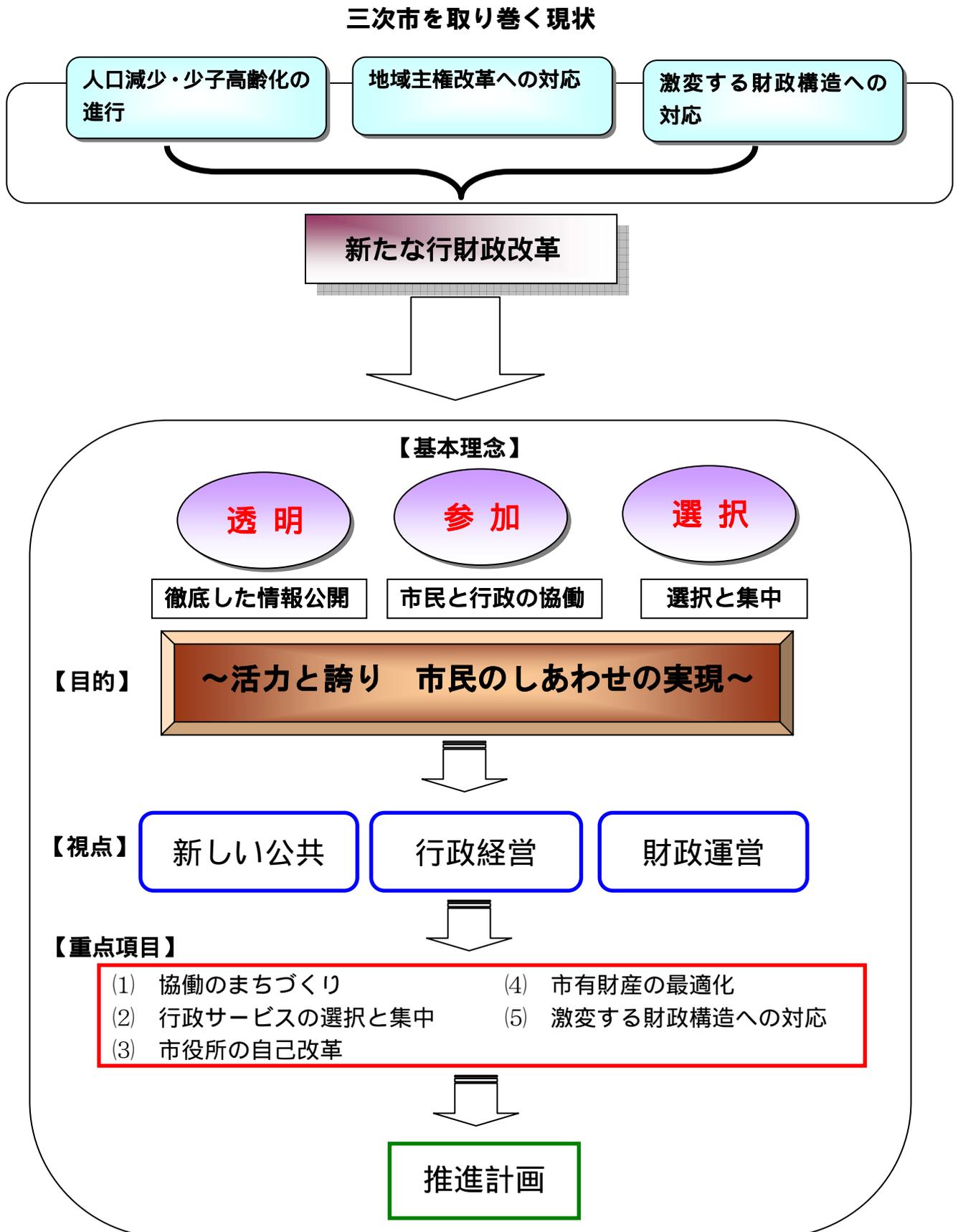
- ・ 交流人口の拡大
- ・ 雇用の場の拡大
- ・ 元気な高齢者の活躍する場の拡大
- ・ 女性の社会参加の拡大

「新しい公共」のイメージ



出典：「地方公共団体における行財政改革の推進のための新たな指針」
及び「分権型社会における自治体経営の刷新戦略」(総務省)

4 新たな行財政改革のイメージ



5 進め方

(1) 計画期間

平成23年度から平成26年度までの4年間とします。

(2) 推進計画

行財政改革を着実に推進するため、本大綱に基づき、具体的な取組や数値目標を明示した推進計画、個別計画を策定します。

(3) 推進体制

副市長を本部長とする三次市行財政改革推進本部を中心に、全職員を挙げて行財政改革の推進に取り組みます。また、三次市行財政改革推進審議委員会から必要な提言を受けながら、改革を推進していきます。

6 市民・市議会・市の行動指針

市民・市議会・市はお互いに理解を深め、信頼しあうパートナーシップを形成し、市民のしあわせを実現する協働のまちづくりを推進します。

市民は、「新しい公共」の考え方を共有し、自主的、主体的にそれぞれの地域にふさわしい多様な公共サービスに参画します。

市民は、激変する財政状況を共有し、財政状況が厳しい中でもあえてやるべき事業か、やめてもよい事業かを選択します。

市は、「市民が主役のまちづくり」の実現のため、ハード・ソフトの基盤整備や人材育成を担い、市民が夢をもってまちづくりを行うための積極的な支援を行います。

市は、総合計画『みよし百年物語』を実現していくため、徹底した行財政改革を推し進め、市民がしあわせを実感できるよう公正で誠実な市政運営を行います。

第3章 重点項目

1 協働のまちづくり

「三次市まち・ゆめ基本条例」の趣旨に基づき、市民と行政の良好なパートナーシップのもと、協働のまちづくりを推進します。

まちづくりの主役は市民です。市民一人ひとりが、「自分たちの地域は自分たちで守り、育てる」といった気概を持ち、自主・自立の地域づくり・人づくりを進めます。

2 行政サービスの選択と集中

「新しい公共」の考え方に基づき、市民と行政の適切な役割分担のもと、最小の経費で最大の効果があがるよう、政策の「選択」と経営資源（財源・人員）の「集中」を図ります。

行政サービスのあり方を根本から見直すため、市民にわかりやすい行政評価システムを再構築し、行政サービスの総点検を行います。

また、業務の民間委託や、民営化（民設民営）を進めます。

3 市役所の自己変革

行政課題に的確に対応していくため、組織経営マネジメントの改善や、オープンな議論ができる組織風土改革、職員の政策形成能力の向上を図ります。また、職員定員の適正化を図り、総人件費を抑制します。

さらに、市民の行政に対する信頼性、透明性を確保するため、外部監査制度の積極的な活用を図り、監査機能の充実と監査体制の強化を図ります。

4 市有財産の最適化

すべての市有財産について、整理・統合・廃止を前提として、今後のあり方の方向づけを行います。その手法として、指定管理者制度や、民営化・地元移管等のアウトソーシングを積極的に進めます。

また、公共施設を対象とした公共施設の徹底活用を実施します。

5 激変する財政状況への対応

平成27年度以降の本市の財政状況を見通し、将来にわたって新たなニーズにも対応した行政サービスを提供していくため、持続可能な財政基盤を確立します。このため、補助金・交付金・負担金の見直し、受益と負担の適正化、公営企業の経営健全化、外郭団体等を見直しを強力に

推進するとともに、財政状況について積極的に公表していきます。

1 重点項目体系図

